

【平成20年度決算に基づく健全化判断比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を公表いたします。
(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
庄内町	— (実質赤字なし)	— (連結実質赤字なし)	16.6	124.9
早期健全化基準	14.11	19.11	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

【平成20年度決算に基づく資金不足比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を公表いたします。
(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
庄内町水道事業会計	— (資金不足なし)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
庄内町ガス事業会計	— (資金不足なし)	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
庄内町簡易水道事業特別会計	— (資金不足なし)	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
庄内町農業集落排水事業特別会計	— (資金不足なし)	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
庄内町下水道事業特別会計	— (資金不足なし)	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
庄内町風力発電事業特別会計	— (資金不足なし)	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
経営健全化基準	20.0	

《説明》

○ 健全化判断比率

①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 の4つの指標を指す。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。実質赤字額とは、前年度の歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額、並びに実質上前年度の歳入が不足するため支払を翌年度に繰り延べた額、及び実質上前年度の歳入が不足するため事業を繰り越した額の合算額をいう。標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式で算定される。(基準財政収入額-各種譲与税・交通安全対策特別交付金)×100/75+各種譲与税・交通安全対策特別交付金+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

○ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額(資金不足額)の標準財政規模に対する比率。

○ 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金や準元利償還金の標準財政規模に対する比率。準元利償還金とは、他会計への繰出や一部事務組合への負担のうち、地方債の償還に充てたと認められるものなどを指す。

○ 将来負担比率

将来負担すべき実質的な負債(他会計、第三セクターや土地開発公社、一部事務組合を含む)の標準財政規模に対する比率。将来負担額の主な内容としては、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、地方債の元金償還に充てる他会計への繰出や一部事務組合への負担の見込額、退職手当支給予定額のうち負担見込額、第三セクターや土地開発公社の負担額に対する負担見込額などがある。一方、基金や都市計画税などの地方債の償還に充当可能とみなされる財源や、普通交付税で将来的に財源措置されているものなどは、将来負担額から控除することができる。

○ 資金不足比率

公営企業における資金不足額の事業の規模に対する比率。資金不足額とは、法適用企業の場合、(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額となり、法非適用企業の場合は、(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)-解消可能資金不足額をいう。

○ 早期健全化基準

いわゆるイエローカード。自主的な改善努力による財政健全化を目指す段階にあたる。健全化判断比率のうちいずれか1つの指標でも早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定める必要がある。

○ 財政再生基準

いわゆるレッドカード。国等の関与による確実な再生を目指す段階にあたる。健全化判断比率のうちいずれか1つの指標でも財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定める必要がある。計画についての国の同意手続きや地方債の制限などがある。

○ 経営健全化基準

早期健全化基準に相当する基準。資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を定める必要がある。